

土地改良事業の効果検証

対象受検機関：北部農と緑の総合事務所

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																														
<p>土地改良事業は、農業用排水施設等が整備された優良な農地等を整備することにより、農業の生産性の向上、農業総生産の増大等を図ることを目的として、長年にわたり多額の公費を投じて実施されてきた事業である。</p> <p>土地改良事業については、その全ての効用がその全ての費用を償うこととされ、これを満たしているか否かの判断を行うため、事業の投資効果を原則として次式により測定している。</p> <p style="text-align: center;">・投資効果 = $\frac{\text{妥当投資額(農業生産向上・生産基盤保全等の効果額を合算)}}{\text{総事業費}}$</p> <p>A土地改良区管内の三ヶ牧地区は、高槻市・茨木市・摂津市の3市にまたがる都市型近郊農業地帯である。</p> <p>当地区において、土地改良事業の一つとして、農業用水の水質悪化からほ場を保護するという水質障害対策事業が、府営事業として、以下のとおり実施された。</p> <p>1 事業の概要</p> <table border="1" data-bbox="302 1037 1166 1377"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業名</td> <td>水質障害対策事業</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td>浄水機場の設置・用排水系統の整理</td> </tr> <tr> <td>事業年度</td> <td>昭和54年～平成2年度</td> </tr> <tr> <td>総事業費</td> <td>2,798,824千円</td> </tr> <tr> <td>負担割合</td> <td>工事費：国55～50%、府30～35%、地元15% 事務費：国50%、府25%、地元25%</td> </tr> <tr> <td>投資効果</td> <td>1.02</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施設の休止</p> <p>当該事業の一環として、農業用水の浄化を行うに当たり、2浄水機場が設置されたが、営農用水のための水源の水質改善がなされたとして、現在当該施設は休止している。</p> <table border="1" data-bbox="231 1570 1291 1776"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>稼働開始日</th> <th>最終稼働日</th> <th>事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三箇牧浄水機場</td> <td>S58.7.18</td> <td>H19.9.23</td> <td>1,115,200</td> </tr> <tr> <td>玉島浄水機場</td> <td>S61.9.14</td> <td>H19.9.23</td> <td>533,675</td> </tr> <tr> <td colspan="3">合計</td> <td>1,648,875</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	事業名	水質障害対策事業	事業内容	浄水機場の設置・用排水系統の整理	事業年度	昭和54年～平成2年度	総事業費	2,798,824千円	負担割合	工事費：国55～50%、府30～35%、地元15% 事務費：国50%、府25%、地元25%	投資効果	1.02	施設名	稼働開始日	最終稼働日	事業費(千円)	三箇牧浄水機場	S58.7.18	H19.9.23	1,115,200	玉島浄水機場	S61.9.14	H19.9.23	533,675	合計			1,648,875	<p>1 受益面積の減少と投資効果の算定</p> <p>水質障害対策事業の受益面積は計画当初361haとされていたが、事業実施中に341haへ計画変更され、事業完了後も都市化の進展に伴って減少が続き、平成25年度末では、約4割減の225haに減少している。このような受益面積の減少は、投資効果の算定に影響を及ぼすが、事業完了後も当初想定された投資効果の実現されているか否かについての検証は行われなかった。</p> <p>土地改良事業は「すべての効用がそのすべての費用を償うこと」とされ、計画段階においては投資効果を計算しているが、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクル運用の観点から、計画を適切に策定するのみでなく、当該計画が適切であったかどうかを実績の把握により検証することが必要である。</p> <p>当該事業においては、多額の公費を投入するに当たり実施すべき効果検証として、事業実施前の確認はなされているが、当時は事業完了後の評価についての規定がなく、事業完了時に浄水機能を確認したのみにとどまり、投資効果の事後検証は行っていない。</p> <p>2 同一受益地内の土地改良事業</p> <p>水質障害対策事業に係る投資効果は、1.02と費用と効果がほぼ同等という状況であったが、当該事業については既に資料が保存されておらず、算定根拠は不明である。</p> <p>A土地改良区管内では、当該事業完了後も複数の土地改良事業が実施され、多額の公費が投入されている。これらの土地改良事業は、計画段階及び事業実施後の検証において、一体的に効果を考える必要がある場合は、投資効果を合算して検討するほうが、適切な事業実施となる可能性もあった。</p>	<p>【改善を求めるもの(意見)】</p> <p>多額の公費を投入する事業については、受益者だけでなく、広く府民の理解を得られるよう、投資効果には十分留意する必要がある。</p> <p>A土地改良区管内は、複数の土地改良事業が実施され、多額の公費が投入されていることから、合算して土地改良事業の費用対効果を算定・評価する必要性を検討すること、及び、投資効果算定の基礎となるデータを記録して、計画と実績の差異を検証し、結果を明らかにすることによって、今後の事業実施に活かされたい。</p>
区分	内容																															
事業名	水質障害対策事業																															
事業内容	浄水機場の設置・用排水系統の整理																															
事業年度	昭和54年～平成2年度																															
総事業費	2,798,824千円																															
負担割合	工事費：国55～50%、府30～35%、地元15% 事務費：国50%、府25%、地元25%																															
投資効果	1.02																															
施設名	稼働開始日	最終稼働日	事業費(千円)																													
三箇牧浄水機場	S58.7.18	H19.9.23	1,115,200																													
玉島浄水機場	S61.9.14	H19.9.23	533,675																													
合計			1,648,875																													

3 受益面積(土地改良事業の施行対象の農地)の減少

施設名	受益面積 (ha)			B/A (%)
	S54年度 (計画時) A	S63年度 (計画変更時)	H25年度 B	
三箇牧浄水機場	299	279	205	68.60
玉島浄水機場	62	62	20	32.30
合計	361	341	225	62.30

(注) 昭和63年度の計画変更は都市化による受益面積の減少を反映したものの。

4 A土地改良区管内におけるその他の主な土地改良事業

当事務所管内におけるA土地改良区においては、上記、水質障害対策事業以外にも、土地改良事業を実施しており、近年の主な内容は以下のとおりである。

以下の事業のほかに都市化の進展に伴い、府民の安全を守るための防護柵の設置など、毎年度複数の小規模な投資が行われている。

事業主体	事業期間	事業内容	事業費 (千円)	負担割合 (%)	投資効果
大阪府	H18～22年度	ため池等整備事業 番田排水路地区 (樋門等改修)	340,500	国 50 府 25 改良区 25	21.16
	H19～22年度	地域用水環境整備事業 明治水路地区 (水路等整備)	194,900	国 50 府 25 改良区 25	1.59
	H24～26年度	ため池等整備事業 唐崎水路地区 (水路等整備)	99,225	国 50 府 25 改良区 25	1.42
土地改良区	H19～24年度	いきいき水路整備事業 鳥飼八町地区 (水路等整備)	155,095	国 50 府 25 市 12.5 改良区 12.5	1.06
	H20～29年度 (予定)	いきいき水路整備事業 高瀬川水路地区 (水路等整備)	497,728 (H26年度まで 291,879)	国 50 府 25 市 24 改良区 1	4.53

措置の内容

土地改良事業の費用対効果の算定・評価については、当該事業実施時点において、該当事業の費用と効果のみを比較する手法であった。その後、土地改良事業の費用対効果分析に関する国の基本指針が改正され、平成24年度以降は、当該事業の費用のほか、関連事業の事業費や関連施設で過去に実施した事業も考慮した総費用と、それから生じる総便益を比較することとしている。

また、計画と実績の差異の検証については、現在、大阪府建設事業評価実施要綱に基づき、総事業費10億円以上の事業について、完了後5年以内に効果等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画、調査等へ反映することとなっている。

今後、これらの制度に基づき、効果を検証し結果を公表する等、効率的な事業を実施していく。